

令和４年度第１回秋田県政策評価委員会 議事録（要旨）

１ 日 時 令和４年８月９日（火）

【午前の部】１０時～１１時３５分

【午後の部】１３時～１５時１０分

２ 会 場 県正庁

３ 出席者

●政策評価委員会委員（五十音順）

相 原 学	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事（兼）所長
池 村 好 道	白鷗大学 法学部長
石 沢 真 貴	秋田大学教育文化学部 教授
曾 我 章 生	日本労働組合総連合会秋田県連合会 会長代行
永 井 信 行	公募委員
廣 瀬 真希子	秋田県社会保険労務士会 会員
福 岡 真理子	一般社団法人あきた地球環境会議 理事（兼）事務局長
綿 引 かおる	フリーアナウンサー

○県

高 橋 一 也	企画振興部 次長
萩 原 尚 人	企画振興部 総合政策課 課長
佐々木 忍	企画振興部 総合政策課 政策監

【政策「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」関連】

真 鍋 弘 毅	あきた未来創造部 移住・定住促進課 課長
大 森 慎 也	あきた未来創造部 移住・定住促進課 人材誘致推進監
高 島 知 行	あきた未来創造部 あきた未来戦略課高等教育支援室 室長
近 江 賢 治	あきた未来創造部 あきた未来戦略課 政策監
六 澤 恵理子	あきた未来創造部 次世代・女性活躍支援課 課長

小 原 友 明 あきた未来創造部 地域づくり推進課 課長

【政策「社会の変革に果敢に挑む産業振興戦略」関連】

齊 藤 大 幸	産業労働部	地域産業振興課	課長
三 浦 均	産業労働部	エネルギー・資源振興課	課長
杉 山 重 彰	産業労働部	地域産業振興課輸送機産業振興室	室長
小 林 栄 幸	産業労働部	公営企業課	課長
茂 内 孝	産業労働部	公営企業課発電所建設室	室長
佐 藤 大 祐	農林水産部	農山村振興課	課長

【政策「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」関連】

澤 田 智 志	農林水産部	林業・木材産業課	課長
三 森 道 哉	農林水産部	森林整備課	課長
草 薨 郁 雄	農林水産部	水田総合利用課	課長
進 藤 隆	農林水産部	農業経済課	課長
阿 部 浩 樹	農林水産部	水産漁港課	課長
佐 藤 大 祐	農林水産部	農山村振興課	課長

【政策「秋田の魅力が際立つ 人・ものの交流拡大戦略」関連】

黒 澤 正 弘 観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 課長

【政策「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」関連】

辻 田 博 史	健康福祉部	健康づくり推進課	課長
樋 口 和 彦	健康福祉部	障害福祉課	課長
伊 藤 幸 喜	健康福祉部	長寿社会課	課長
武 藤 順 洋	健康福祉部	保健・疾病対策課	課長
石 井 正 人	健康福祉部	医務薬事課	課長
嘉 藤 佳奈子	健康福祉部	参事（兼）福祉政策課	課長
佐 藤 寧	健康福祉部	地域・家庭福祉課	課長

4 開会

□ 事務局

それでは、ただいまから令和4年度第1回秋田県政策評価委員会を開会します。
初めに、開会に当たり、企画振興部次長の高橋より御挨拶を申し上げます。

□ 高橋企画振興部次長

おはようございます。企画振興部の次長の高橋でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年度第1回秋田県政策評価委員会に御出席いただき、お礼申し上げます。また、今年度は委員の改選期でありましたが、皆さまには快くお引き受けいただき、併せて感謝申し上げます。

さて、県では4月からスタートした「新秋田元気創造プラン」において、人口減少の克服を最重要課題に位置づけ、賃金水準の向上やカーボンニュートラルへの挑戦、デジタル化の推進をはじめとした本県の持続的な発展につながる施策に重点的に取り組んでいるところであります。

新プランの体系に基づく評価は来年度からとなりますが、新プランに対応した、より効率的かつ効果的な制度の構築に向け、引き続き調査・検討を進めてまいります。

本日は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の最終年度である令和3年度 of 取組に関する評価について御審議いただきますが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取組もでございます。

県としましては、こうした状況下においても、的確に現状を分析し、評価を行った上で、必要な見直しを行い、次の取組へつなげていくマネジメントサイクルを回していくことが重要であると考えております。

本日と再来週の26日の2日間という長丁場となり、委員の皆様には大変御難儀をおかけいたしますが、忌憚のない御意見をいただき、この会議が実り多いものになることをお願い申し上げ、あいさついたします。本日は、よろしくお願いいたします。

□ 事務局

続きまして、委員改選後の最初の委員会ですので、委員の皆様を御紹介させて

いただきます。

はじめに、池村好道委員でございます。

なお、委員会に先立ちまして、委員の互選により委員長を選任していただいた結果、池村委員には委員長を務めていただくことになっております。何卒よろしくお願いいたします。

続きまして、相原学委員でございます。

石沢真貴委員でございます。

曾我章生委員でございます。

永井信行委員でございます。

廣瀬真希子委員でございます。

福岡真理子委員でございます。

綿引かおる委員でございます。

本日は8名すべての委員の皆様に審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、事務局側の出席者数を制限しております。その場でお答えできない御質問等があった場合は、本日中午あるいは後日お答えさせていただきますので、何卒御了承くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ここからの進行は池村委員長によりよろしくお願いいたします。

5 議事

● 池村委員長

委員長職を仰せつかっております池村でございます。向こう2年間、よろしくお願いいたします。

先ほど、次長から御説明があったとおり、今年度と来年度、同じ任期中であります。評価は少し趣の異なったものとなりそうです。今年度は、3期プランの政策体系に紐づく政策、施策の令和3年度の実績について、従来の評価制度に基づき評価を行うということになります。それに対して、来年度は、新プランに紐づく政策、施策の令和4年度実績について評価することになります。制度はこれ

から構築していくわけですが、後出しジャンケンと言われたいよう、なるべく早くシステムを構築しなければならないと思います。

いずれにしても、充実した調査審議が期待されるところでありますので、委員の皆様には、十分御議論を展開していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、会議を進める前に一言申し添えさせていただきます。この会議の内容は後日、議事録として県のウェブサイトに掲載されます。その際には、委員名は特に秘匿する必要はないと考えられますので、公開で行いたいと考えております。御了承いただけますでしょうか。

【委員一同異議なし】

それでは、次第に従いまして、議事の（１）「令和４年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画等について」、事務局より説明をお願いします。

□ 萩原総合政策課長

総合政策課の萩原と申します。資料１を御覧ください。

本県の政策評価につきましては、条例や基本方針に基づき、毎年度定めております実施計画のもとで政策等の評価を行うことにしております。私からは、その実施計画の概要と審議方法、審議対象の選定について、御説明いたします。

「Ⅰ 令和４年度の評価実施計画の概要について」です。「（１）本県における評価の体系について」は、図の政策、施策、事業の体系に合わせ、政策評価、政策評価、事業評価の３段階で行い、それぞれの評価毎に総合評価を行っております。今年度の知事部局における対象件数は、６政策、３７施策、３７８事業となっております。それぞれの評価の方法につきまして、体系を表すピラミッドの一番下、事業に対応した事業評価から順番に説明いたします。

「（２）事業評価について」です。継続中の事業は中間評価として、「必要性」、「有効性」、「効率性」の三つの観点から評価を実施し、終了した事業は事後評価として、「有効性」、「効率性」の観点から実施します。「必要性」については、現状の課題や住民ニーズに照らした妥当性などを評価し、「有効性」については、中

間評価では目標の達成状況、事後評価ではそれに加えて、住民満足度等の状況も評価します。また、「効率性」の観点については、コスト削減のための取組状況の妥当性を評価します。事業評価における総合評価については、①の評価結果を踏まえ、中間評価では「A」から「E」の5段階、事後評価では「A」から「C」の3段階で判定します。

次に、ピラミッドの真ん中の部分の施策に対応する「(3) 施策評価について」です。はじめに、施策の指標については、各施策にその効果や成果を最も適切に表す指標である代表指標のほか、これを補足するために、取組量などを表す「成果指標・業績指標」の2種類を設定しています。

2 ページを御覧ください。施策の定量的評価については、代表指標の実績を記載の一つ目の表の代表指標の達成率の判定基準に基づき、「a」から「n」の6段階で判定します。その判定結果により、二つ目の表の定量的評価の判定基準に基づき、「A」から「N」の6段階で判定します。定性的評価については、成果・業績指標の達成状況を踏まえた上で、取組状況とその成果等から評価を行います。代表指標が未判明で定量的評価が「N」となったものについても、定性的評価による判定を行います。

最後に、総合評価は代表指標の達成度による定量的評価を基本としながらも、定性的評価を考慮し、総合的な観点から「A」から「E」の5段階で判定を行います。

次に、「(4) 政策評価について」です。①の定量的評価は、政策の体系下に位置づけられた施策の評価結果を点数化し、その平均点に基づき表のとおり5段階で判定を行います。その後、政策を構成する施策の推進状況等から定性的評価を実施した上で、双方の結果を踏まえた総合的な評価を「A」から「E」の5段階で行います。

3 ページを御覧ください。「Ⅱ 令和4年度の政策等評価の審議について」です。はじめに、「1 政策評価委員会の所掌事務等について」ですが、当委員会は、知事等の実施機関が行った評価結果の妥当性の点検や評価制度に関する事項を調査審議するということになっております。次に、「2 評価結果の妥当性の点検」についてです。審議する上で留意いただきたいポイントを記載しておりますので、御審議の参考としてください。

4 ページを御覧ください。「Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について」です。先ほど御説明したとおり評価対象が多数あるため、時間の制約上、当委員会による調査審議については、実施機関が行っている政策、施策、事業の中から選定し、集中的な審議をお願いしております。選定の視点は、記載しているとおり、県政を推進する上で重要な施策、事業であって県民の関心が高い分野であるもの、そして、評価の点で注目すべきものとしています。これらの視点から、評価対象の分野のバランスなども考慮した上で今年度選定したものが、「2 対象の選定について」に掲げた 5 組であり、いずれも 3 期プランの重点戦略の中で、知事部局が所管している分野です。なお、例年、事業評価については、中間評価を主体に審査していただいておりますが、今回は政策 4 で、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した事業の事後評価を 1 件選定しています。

説明は以上です。

● 池村委員長

ただいまの御説明について、御質問等ございますか。

ないようですので、これをもちまして、了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、議事の（２）「令和 4 年度に知事部局が実施した政策・施策・事業評価の調査審議」に入ります。最初に、資料 2 「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」について、政策、施策、事業評価の順番で事務局から説明をお願いします。

□ 佐々木総合政策課政策監

総合政策課の佐々木と申します。資料 2 を御覧下さい。

私からは「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」について御説明させていただきます。

この政策は、人口減少対策に関する政策であり、五つの施策により構成されております。このうち施策評価につきましては、今回は 2 の「若者の県内定着・回帰と移住の促進による秋田への人の流れづくり」について審議をお願いすることにしていきます。また、その配下の事業としまして「『過密を避け秋田へ』人の流れ

拡大事業」を審議の対象として選定しております。

なお、この事業は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業となっております。詳細については、参考資料2を御覧ください。この交付金は、コロナ禍に対応して、「Ⅰ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「Ⅱ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え」、「Ⅲ 未来社会を切り拓く『新しい資本主義』の起動」に対応した事業の実施に対して国から交付されたもので、令和3年度の本県の実績は191事業で、総事業費152億円ほどになっております。

それでは、政策評価の内容について御説明いたします。政策評価調書の1ページを御覧ください。「3 政策を構成する施策の推進状況」の「3-1 施策評価の結果」でございますが、五つの施策の評価結果は「A」評価が一つ、「B」評価が一つ、「C」評価が二つ、「E」評価が一つとなっています。

次に2ページを御覧ください。「3-2 施策評価の概要」については、各施策の評価理由を順に御説明いたします。

まず、施策1-1については、代表指標①の「雇用創出数」の実績が未判明のため、定量的評価は「N」となっております。雇用創出数全体としては未判明ですが、内訳の一つであり、既に判明している「企業誘致等による雇用」については、医療機器製造業の工場増築などの大口案件が増えたことに伴い、前年度から大幅増加の1,445人となっております。そのほか、実績が判明している「起業・創業」、「漁業分野」、「観光産業」のうち、「起業・創業」と「観光産業」が前年度よりも減少したことで、それら合計が対前年度比93人の減少となっております。現時点で、「輸送機産業・医療福祉産業・情報関連産業等の成長産業」、「農業」、「林業」における雇用創出者数が未判明となっておりますが、仮にこれらの分野について令和2年度と同等で推移すると仮定した場合には、3年度の目標値を下回り、達成率が93.0%となることが見込まれます。

以上を踏まえまして、総合的な観点から評価した結果、総合評価は「B」としております。

次に、施策1-2については、施策評価の審議対象となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、施策1-3については、二つある代表指標の実績値がどちらも未判明の

ため、定量的評価は「N」となっております。代表指標①においては、速報値で目標を達成していないほか、現状値や前年度実績値と比較し、どちらも悪化しているため、「e」判定相当となります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いイベントの開催が自粛されるなど、対面による出会いの機会が減少したためと考えております。また、代表指標②についても、代表指標①と同じく、速報値では目標を達成していないほか、現状値や前年度実績値と比較し悪化しているため、「e」判定相当となります。不妊治療への支援や周産期医療の充実のほか、乳幼児の保育料や副食費の助成など、子育ての環境づくりを進めてきたものの、出生数の減少には歯止めがかかっていない状況となっております。

以上を踏まえまして、総合評価は「E」としております。

続きまして、施策1－4については、記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、総合評価は「A」としております。

続きまして、施策1－5についても、同様に代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、総合評価は「C」としております。

次に3ページを御覧ください。以上の施策評価の結果を踏まえまして、「4 総合評価結果と評価理由」になります。実施計画に基づき施策評価の結果を点数化して算出した平均点が2.20で定量的評価は「C」となり、総合評価は定量的評価の結果と同じ「C」としております。

政策評価の説明は以上です。

□ 真鍋移住・定住促進課長

移住・定住促進課の真鍋でございます。

5ページを御覧ください。施策1－2「若者の県内定着・回帰と移住の促進による秋田への人の流れづくり」について説明いたします。

「1 施策のねらい」ですが、本施策は、高校生・大学生の県内定着や県外大学進学者等の回帰、秋田暮らしの魅力発信強化等を図り、本県への移住を更に促進するために実施しております。

「2－1 代表指標の状況と分析」について、代表指標①の「人口の社会減」における令和3年度実績は11月に判明予定ですが、「秋田県の人口と世帯(月報)」

による試算では 2,491 人となっております。

「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」は 5～7 ページに 5 項目設定しておりますが、達成状況等は記載のとおりです。

6 ページ下段、成果・業績指標④の「移住者数」については、首都圏相談窓口におけるきめ細かな対応や市町村の取組の進展等により着実に増加し、令和 3 年度の目標を大きく上回る過去最高の 669 人となりました。

7 ページ「2-3 施策の取組状況とその成果」についても、資料に記載のとおりです。「(3) 秋田暮らし」の魅力等の移住情報の発信強化については、コロナ禍により A ターンサポートセンターの開設時間も短縮している中、オンラインでの相談対応の強化等もあり、移住希望者等からの相談件数が前年度を大きく上回りました。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①については未判明のため、定量的評価は「N」判定となりますが、試算によると達成状況は 78.5%になります。成果・業績指標①の「県内大学生等の県内就職率」は昨年に続き前年比増、⑤の「A ターン就職者数」も年々増加しておりますが、令和 3 年度の目標値を下回っております。一方で、コロナ禍においても、オンライン等を取り入れた就活支援の強化、移住・A ターン就職のきめ細かな相談対応を進めたこと等により、成果・業績指標②の「就職説明会等への大学生等の参加者数」や④の「移住者数」が目標を大幅に上回るほか、③の「高校生の県内就職率」も目標値を上回る見込みであるなど、社会減の抑制につながる成果が現れてきており、こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「C」としております。

「4 県民意識調査の結果」については、5 段階の満足度の平均点は 2.41 で、前年度より 0.11 ポイント増加、回答では「ふつう」が最も多く 35.9%となっております。「不十分」、「やや不十分」の理由は記載のとおり、大学で身に付けた成果を生かす場が県内に少ない、などといった意見が寄せられております。

「5 課題と今後の対応方針」について、施策の方向性毎に御説明いたします。

「(1) きめ細かなサポートによる大学生等の県内定着・回帰促進」について、課題は、進学等で県外転出した学生への就活支援情報等が伝えにくいことと捉えております。今後の対応方針としましては、高校在学中に県就活情報サイトへの連絡先登録を勧奨し、卒業後、県外の学生に対しても継続的に県内就職情報や秋田

の最新情報を提供していきたいと考えております。「(2) 的確な情報提供をベースにした高校生の県内定着促進」については、コロナ禍による地元志向の高まりもあり、高校生の県内就職率は増加傾向にあります。業種別求人ばらつきがあることから、各地域振興局に配置している若者定着支援員により、高卒求人開拓の強化に努めていきたいと考えております。「(3)『秋田暮らし』の魅力等の移住情報の発信強化」については、移住希望者の個々のニーズへの対応や移住潜在層への情報発信が不足していると捉えております。このため、先輩移住者の体験談等の情報発信やAIによる24時間オンライン移住相談システムの構築、VRによる移住体験の機会の提供等も組み合わせながら発信力を強化していきたいと考えております。「(4)『あきたに住みたい、暮らしたい』を支援する体制の充実・強化」については、移住相談により移住後の生活に関する不安の声もあることから、市町村等と連携した一体的なサポートや移住者同士の交流機会の拡大等を通じて支援していきたいと考えております。

施策評価の説明は、以上となります。

続いて、資料13ページを御覧ください。「『過密を避け秋田へ』人の流れ拡大事業」について御説明いたします。

「1-1 事業実施当初の背景」ですが、本事業は、コロナ禍を契機に首都圏における過密のリスクが顕在化したことで、首都圏企業を中心としたリモートワークの導入拡大や、都市居住者の地方回帰志向の高まりにより、地方への人の流れの加速化が予想されたことから、これらの動きを本県への移住に結び付けるため、リモートワークを活用した人材誘致という視点を取り入れ、首都圏等における秋田暮らしの魅力を強くPRするとともに、受入環境の整備を強化するものであります。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」ですが、「2 住民ニーズの状況」の記載のとおり、内閣府の調査において、東京23区在住の20代の約半数が「地方移住に関心がある」と回答するなど、地方回帰志向の一層の高まりが見られることから、多様なニーズに対応した移住支援制度や受入環境の整備を進め、首都圏在住者等に対して一層の働きかけを行っていく必要があります。

次に、右側の「3 事業目的」及び「4 目的達成のための方法」についてです。地方への人の流れの加速化を受け、本県で暮らす魅力を強力にPRし、新た

な視点で積極的に移住者を受け入れることで地域の活性化につなげることを目的とし、首都圏等の企業に対して、社員のリモートワークによる本県への移住の実現を働きかけるとともに、県内のリモートワーク環境整備への支援や、秋田暮らしの魅力に関する首都圏向けプロモーションなどを行っております。

事業の具体的な内容については、「6 事業の全体計画及び財源」に記載しておりますが、昨年度は 01 から 04 の四つの事業を行っております。なお、3 年度の財源内訳の「その他」の部分に繰越金として、2,500 万円が計上されておりますが、これは「04 『リモートワークで秋田暮らし』推進拠点整備事業」について、当初は令和 2 年度に 5,000 万円で 2 施設を整備する予定であったものが、令和 3 年度に 1 施設が繰越になったことにより、事業費としては 2 年度、3 年度に 2,500 万円ずつ、繰越金として 3 年度に 2,500 万円計上されているものであります。

14 ページを御覧ください。「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」についてです。指標を二つ設定しており、指標Ⅰ「県外からの移住者数」において、令和 3 年度の県の移住相談窓口に登録して移住した年度毎の人数は 669 人と目標値の 350 人を大きく上回っております。なお、今年度からスタートした新秋田元気創造プランでは、目標値を大きく上方修正したところであります。指標Ⅱ「リモートワークを活用した人材誘致件数」においては、令和 3 年度の県の制度を活用したリモートワーク移住件数は 14 件と、目標値 10 件を上回っており、こちらも新プランでは目標値を上方修正しております。

「1 次評価」については、コロナ禍による社会情勢の変化により、地方回帰志向の高まりやリモートワークの広がりなどが見られることから、「課題に照らした妥当性」、「住民ニーズに照らした妥当性」共に評価を「a」としており、「県関与の妥当性」については、民間や市町村でも実施可能であるものの、首都圏への P R に関しては、県がスケールメリットを生かして実施していくことが効果的であることから、県が関与する必要性があり、評価を「b」としております。従って、必要性の観点の評価結果は「B」となります。次に、右上の有効性の観点については、二つの指標とも達成率が 100%以上であることから、評価結果は「A」となります。効率性の観点の「2 コスト縮減のための取組状況」については、前年度事業の成果を踏まえて県と市町村の役割分担を見直し、市町村が主体的に参画する形にするなど、コスト縮減に取り組んでいることから、評価結果は「B」

としております。以上のことから、総合評価は「A」としており、引き続き、首都圏の若年層を中心とした秋田暮らしの魅力のPRや、リモートワーク移住を進める企業・社員への支援を継続し、人材誘致という切り口で移住促進に取り組んでいきたいと考えております。

事業評価の説明は、以上となります。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきました。

これから調査審議に入ります。調査審議は今までの説明とは逆に、下から積み上げる形で事業評価、施策評価、政策評価の順番で進めます。

それでは、事業評価の調査審議に入ります。御質問、御意見等がありましたら御発言をお願いします。

14 ページの二つの指標について、指標Ⅱはこの事業にフィットすると思いますが、指標Ⅰについては疑問があります。この指標は、施策評価の成果・業績指標④と同じでしょうか。

□ 真鍋移住・定住促進課長

施策評価の指標と同じものです。

● 池村委員長

1 施策1事業の場合には、同じ指標を設定するというのは、ある意味でやむを得ないと思いますが、施策の指標は単一の事業だけではなく、いくつかの事業の成果を踏まえ、どのような効果が現れているかを見るため、同じ指標を用いるということについては、少し慎重でなければならないと思います。

そのことを踏まえ、指標Ⅰでなぜ施策と同じ指標を設定したのかについて御説明をお願いします。

□ 真鍋移住・定住促進課長

資料13 ページ下の四つの事業内訳のうち、01 と 04 はリモートワークに関する内容、02 と 03 は首都圏から移住を呼び込むプロモーションに関する内容となっ

ております。当課としましては、特に 02 と 03 については、施策の中の非常に重要かつ根幹となる事業であると考えているため、施策の指標である移住者数と同じ指標を使っているという認識です。

● 池村委員長

言ってみれば施策を進めていく上で、極めて重要な事業であり、その事業の成果が直接的に施策の成果に結び付くという認識だと思います。そのことは分かりますが、ノーマルな形ではないと思い、申し上げたところでした。

◎ 福岡委員

13 ページの事業目的に「本県で暮らす魅力を強力に P R し」という表記がありますが、その P R が効果的であったため、指標 I ・Ⅱ で素晴らしい実績を上げられたのではと思います。具体的に紹介いただける事例があればお聞かせください。

また、14 ページの一次評価で「県関与の妥当性」を「b」としていますが、移住は産業や教育分野の各部局との連携しながら進めていく必要があるため、「a」でも良いのではないかと思います。

□ 真鍋移住・定住促進課長

最初に、どのような P R に力を入れているかについてですが、近年、東京圏を中心に地方回帰志向が高まっているほか、20 代を中心とした若年層の方が、移住に関心を示しているという傾向がありますので、若年層を対象にした S N S による P R を強化したところ、実際に 20 代の方の移住が増えております。また、リモートワーク移住についても個別に企業と交渉し、秋田暮らしの魅力や支援制度等をアピールするなど、丁寧アプローチしていることが実績につながっていると考えています。

次に、県関与の妥当性については、移住に関するガイドブックをはじめ、あらゆる場面で教育環境などの本県の強みを P R していますが、こういった P R を更に強化していく必要があると考え、「b」としております。

● 池村委員長

教育留学の実績はどうか。

□ 佐々木生涯学習課主任社会教育主事

平成 28 年度から実施しており、延べ 366 名の小・中学生が参加し、その中には 100 名を超えるリピーターもおります。

● 池村委員長

そのほか、ございませんようでしたら、施策評価に移りたいと思います。いかがでしょうか。

◎ 永井委員

6 ページの成果・業績指標③「高校生の高卒者の県内就職率」は成果が出ていますが、成果・業績指標④「A ターン就職者数」はいまいち成果が出ていないように思います。それに関連し、大学進学を機に県外へ流出した学生が県内に戻って就職した数や、どのような企業が求人を出し、実際にどのような企業に就職しているかなどのデータは毎年出ていますでしょうか。また、それらに関する記載は今日の資料の中にあるものでしょうか。

□ 真鍋移住・定住促進課長

本日の資料の中には具体的な数を記載しておりませんが、例えば、A ターンに関連したところと言うと、移住支援金を受けるために移住支援金対象法人として県に登録した企業数が年々増加しており、現時点で 300 を超えているほか、企業側からの個別のアプローチも増えています。また、大学生に対するアプローチとしても、例えば、当課で運営する就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」で 100 を超える企業がインターンシップに関する情報を掲載しているなど、企業による様々な形でのアプローチが出てきております。

● 池村委員長

7 ページの成果・業績指標⑤の分析欄の書き出しが、「全国的に有効求人倍率は低下傾向にある中」とありますが、少なくとも 3 年度の月別を見ると低下傾向と

は言えないのではないのでしょうか。ただし、2年度につながった話として記載しているのであれば、2年4月以降は確かにそのようになっていますので、そこを明確にしていきたい。

□ 真鍋移住・定住促進課長

一度精査し、間違っていれば訂正したいと思います。

● 池村委員長

次に、政策評価についてはいかがでしょうか。

◎ 綿引委員

施策1－4について、目標値に対する実績値の評価としては「A」評価で良いのではないかと思います。実感として女性の活躍やワークライフバランスの実現が進んでいないと感じています。例えば、仕事で県内企業の式典などに行った際に、役員として参列している方は全員男性ということもあります。女性の活躍を促進していくことは難しいことだと思いますが、目に見える形で変化があるように、特に、高校生、大学生の若い世代の方々にとっては、就職先などを決める際に重視している部分だと思うので、今回の評価とは別としても、それらを推進し実感できる施策の展開をお願いしたいと思います。

□ 六澤次世代・女性活躍支援課長

次世代・女性活躍支援課の六澤と申します。

同施策の指標は、県内企業において、女性活躍に関する目標を立て、それに対してどのように取り組んでいくかという計画の策定数を示したものです。これは、あきた女性活躍・両立支援センターを中心に促進を図っており、届出件数が増加しているということでA評価としていますが、実感としては、あらゆる分野において女性活躍を推進していかなければならないと思っております。

その中で、必ずしも管理職になることだけが女性活躍ではなく、企業の中での女性の登用や、地域における自治会、防災などでの活躍の場を増やしていきたいと考えております。また、女性の働きやすい職場づくりも併せて行うことで、女

性活躍が進んでいると感じていただけたらと思いますし、それが進むことで若年女性の県外流出を防ぐことにもつながっていくのではないかと考えております。

この指標にとらわれず、もっと幅広く女性や企業経営者に働きかけてまいりたいと思います。

● 池村委員長

施策１－４については、今回の調査審議対象として取り上げていないですが、県民の関心も高い分野であり、新プランにも同様の施策がありますので、今後、再び取り上げるということを考えていただけたらと思います。

そのほか、全体を通じて何かありますでしょうか。

◎ 石沢委員

４ページの「６ 課題と今後の対応方針」の黒丸の２行目に「県内企業の好事例の発信」との記載がありますが、発信に当たっては単なる紹介ではなく、業績や定着率の向上などの効果も含めて、発信するとより良いのではないかと思います。

また、施策１－５の代表指標①「社会活動・地域活動に参加した人の割合」について、この出典元と「参加した」という意味合いについて、教えてください。

□ 六澤次世代・女性活躍支援課長

企業経営者に対し、県内企業の好事例を発信する意味としましては、県内企業において、女性活躍に取り組む意義は理解できているものの、どのようにして取り組んでいいか分からないといった声が多く聞かれます。そのため、様々な表彰を受けている企業や国のえるぼし認定を受けている企業などの好事例を発信し、各企業の取組の参考にしていただきたいと考えており、その際には、企業側のメリットも併せて提示し発信しているところです。

今後は、経営者の皆様にどうやったら届くのかというところにも工夫を凝らして実施していきたいと考えております。

□ 小原地域づくり推進課長

この「社会活動・地域活動に参加した人の割合」は、県が行っている「県民意識調査」というアンケートの結果であり、その内容の具体例としては、地域の公園の花壇の手入れや清掃への参加、河川のごみ拾い、除雪、まちづくりや祭りの手伝いといったものをカウントしています。

□ 高橋企画振興部次長

補足としまして、県民意識調査は、総合政策課が総合計画などの進捗状況の確認等のために、毎年 5,000 人の県民を無作為抽出し意見を伺っているものです。

「社会活動・地域活動に参加した人の割合」という質問事項は、その中の一つの質問項目として設定し、割合を算出しております。

◎ 石沢委員

4 ページの「6 課題と今後の対応方針」と重ねて見ると、よりコミュニティづくりへの参加が求められていると思います。この施策の代表指標は県民意識調査の結果を基に評価をしていることは分かりますが、それを一段階上がったところの活動参加を意識した取組が行われれば良いのかなと思いました。

□ 小原地域づくり推進課長

御指摘のとおり、代表指標と今後の対応方針に関するリンクが弱かったかもしれません。いずれにしましても、ボランティア活動や社会活動を通じて、コミュニティの形成をより推進していきたいと考えております。

● 池村委員長

この評価制度を前提とした議論としては、ここでは差し控えなければならない内容ではありますが、政策論としては重要なことですので、今後生かしていただきたいと思います。

それでは、取りまとめとしたいと思います。事業評価においては、部分的に評価を上げて良いのではという御意見はありましたが、制度の枠内ではこの範囲でしかないだろうと思われます。そのほか、評価に関して特段の御意見もなかったようですので、事業評価、施策評価、政策評価のいずれも評価結果は妥当であ

ると判断してよかろうと思います。ただし、前々から当委員会で問題にしてきたわけですが、施策の重みづけを考えた場合には、少し違った評価結果になる可能性もあることだけ示唆しておきたいと思います。

以上で、資料２については終了させていただきます。

なお、政策評価委員会として、どのような意見を出すかということについては、事務局と委員長に御一任をいただきたいと思います。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは、資料３「社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略」の審議に入ります。先ほどと同様に、政策評価、施策評価、事業評価の順番で、事務局より説明願います。

□ 佐々木総合政策課政策監

資料３を御覧ください。

この政策は、成長分野の発展と中核企業の創出などによる県内経済の活性化や、雇用の創出、「働き方改革」などに関する政策で、四つの施策により構成されています。

このうち、施策評価につきましては、今回は１の「成長分野の競争力強化と中核企業の創出・育成」について、審議をお願いすることにしております。また、その配下の事業として、「新エネルギー産業創出・育成事業」を審議の対象として選定しております。

それでは、政策評価の内容について御説明します。政策評価調書の１ページを御覧ください。「３ 政策を構成する施策の推進状況」の「３－１ 施策評価の結果」でございますが、四つの施策の評価結果は、「Ｂ」評価が一つ、「Ｃ」評価が二つ、「Ｄ」評価が一つとなっています。

２ページを御覧ください。各施策の評価理由について、順に御説明いたします。施策２－１については、この後の施策評価の審議対象となっておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

施策２－２については、二つある代表指標の実績値がどちらも未判明であるため、定量的評価は「N」となっております。代表指標①については、最新の統計である令和元年の確定値が３年目標値の91.6%の水準、代表指標②についても同じく元年の確定値が３年目標値の90.2%の水準となっております。３年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響はあるものの、国産材の需要増加による増産の影響を受けた「木材・木製品製造業」を中心として、「電子部品・電子デバイス・電子回路製造業」等の一部の産業に好調な動きが見られております。また、中小企業振興条例等に基づき、県内商工団体などと連携しながら、感染拡大の影響を受けた企業への各種支援など、地域経済の活性化に向けた取組を進めております。

以上を踏まえまして、総合評価は「C」としております。

施策２－３については、記載のとおり、代表指標の達成状況による定量的評価結果をそのまま総合評価としており、総合評価は「D」としております。

施策２－４については、二つある代表指標の実績値のうち、一つが未判明であるため、定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関しては、判明済みの「起業・創業分」は425人で対前年度比63人の減少となっているものの、「企業誘致分」において、大口案件が増えたことなどに伴い、前年度から大幅増加の1,445人となっております。未判明の「成長分野分」が前年度並に推移したと仮定した場合、雇用創出数全体では３年度目標値を上回る水準となることが見込まれております。代表指標②は、同指標の内訳である「健康経営優良法人認定数」等が前年度よりも増加したことにより目標値を達成しております。

以上を踏まえまして、黒い四角の総合評価は「B」としております。

次に３ページを御覧ください。これらの施策評価の結果を踏まえまして、４の「総合評価結果と評価理由」になります。施策評価の結果を点数化して算出した平均点が2.00で定量的評価は「C」となり、総合評価は定量的評価と同じ「C」としてあります。

政策評価の説明は以上です。

□ 齊藤地域産業振興課長

地域産業振興課の齊藤と申します。

施策２－１「成長分野の競争力強化と中核企業の創出・育成」について説明させていただきます。

それでは、資料の５ページを御覧ください。はじめに、「１ 施策のねらい」ですが、この施策は成長分野である航空機や自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連、これら各分野の参入促進や、参入企業への競争力強化、さらには、地域経済の中核的役割を担うことのできる企業の創出・育成により、本県産業の付加価値生産性の向上を図るとともに、環境変化に柔軟に対応する重層的な産業構造の構築を目指して実施しています。併せて、本県が持つ強みを生かした特色ある施策の展開により、人や企業を呼び込み、将来を担う若者の確保をつなげることを目的としています。

次に、「２－１ 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①「輸送用機械器具製造業の製造品出荷額」の最新の統計である令和２年実績値は１,２１２億円となっており、令和元年実績値との比較におきましては、マイナス８.３％と１０９億円の減少となっています。３年度については、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、東南アジアを中心にロックダウンが行われたことによる、自動車部品の供給難のほか、世界的な半導体不足の影響などにより、一層の落ち込みも懸念されています。

６ページを御覧願います。代表指標②「医療機器関連製造業の製造品出荷額等」については、最新の統計である令和元年実績値は６１５億円となっており、元年度の目標値の１００.７％となっています。２年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、人工呼吸器やＰＣＲ検査機器等の需要が全国的に増加しており、実績値の増加が見込まれています。

次に、「２－２ 成長指標・業務指標の状況と分析」及び７ページの「２－３ 施策の取組状況とその成果」については、記載のとおりであり、説明は割愛させていただきます。

次に、９ページを御覧ください。「３ 総合評価結果と評価理由」です。代表指標①、②は、いずれも先ほど申し上げましたとおり、指標未判明で「ｎ」判定となっておりまして、定量的評価は「Ｎ」となります。代表資料①「輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等」の令和３年度の実績値については、先ほど申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の再拡大や、半導体不足の影響等により、

一層の落ち込みも懸念されております。代表指標②「医療機器関連製造業の製造品出荷額」に関しては、令和元年度の実績値と3年度目標値を比較し93.1%の水準に達しています。これも先ほど申し上げたとおり、2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による医療機器の需要の拡大という状況もあるほか、これまでの医療現場ニーズや医療福祉機器メーカー等と県内企業とのマッチング支援や、医療福祉機器開発への支援等により、増加傾向が続いているものと見込んでいます。以上のことを総合的に勘案し、総合評価は、「C」としています。

次に、10 ページを御覧願います。「4 県民意識調査の結果」についてです。5段階の満足度の平均点は2.29となっており、前年度より0.07ポイント増加しています。回答では、「普通」が最も多く31.6%となっており、「不十分」、「やや不十分」の理由については、企業の活躍の状況を知る機会が少ない、競争力がある企業は一部の企業で、全体的には少ないのではないかなど、などの意見が寄せられています。

次に、「5 課題と今後の対応方針」についてです。「(1) 競争力強化による航空機産業と自動車産業の成長促進」については、今後成長が見込まれるモビリティの電動化への対応が、県内企業成長の上で非常に重要となっており、電動化シフトへのビジョンが明確となっている企業がある一方で、まだまだ意識できていない企業も散見されることが問題と捉えています。対応方針としましては、電動化をテーマとするセミナーや、中京圏等の自動車メーカーとの県内企業の電動化ビジネスマッチングのためのコーディネーターの配置、電動化部品量産のための設備導入補助金など、意識の醸成から量産までの各種支援を推進してまいりたいと考えています。「(2) 地域資源を活用した新エネルギー関連産業の振興」については事業評価の内容にも関連しますが、課題は再エネ海域利用法に基づく公募による事業者の選定や後続となる案件形成により、洋上風力発電における事業者と県内企業のマッチングに向けた動きが今後本格化していくことを契機に、関連産業の育成・集積、県内人材の育成・活用等につなげていくことが重要な課題と考えています。対応方針としては、県内企業による風力発電メンテナンスへの参入を引き続き支援するほか、発電事業者のみならず、部品供給・製造を目指した大手事業者とのマッチングや県内人材の育成への支援など、今後の洋上風力発電の展開を見据えた関連産業の振興に向けた取組を着実に進めていくことが重要と

考えています。「(3) 産学官連携による医療福祉関連産業の育成」については、医療福祉機器の販路開拓のためには、独自の取引形態への対応及び医療機器メーカー等とのネットワーク構築が必要となりますが、対応できる県内企業が少ないことが課題であると捉えています。対応方針としては、オンラインでのビジネスマッチングを行うデジタルプラットフォームの構築等により、県内企業と全国の医療福祉機器メーカー等とのネットワーク構築や、商談機会の創出を支援してまいりたいと考えています。

施策評価に関する説明は以上でございます。

□ 三浦エネルギー・資源振興課長

エネルギー・資源振興課の三浦です。

「新エネルギー産業創出・育成事業」について御説明します。12 ページをお開きください。

最初に、「1-1 事業実施当初の背景」ですが、地球温暖化の進行や原油価格の上昇を背景に、新エネルギー関連分野を将来の本県産業を担う分野として位置づけ、県内企業の参入や関連企業の立地を推進することにしたものです。

次に、「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」です。東日本大震災による原発の事故以降、我が国では平成 24 年の再エネ固定価格買取制度の創設や令和 2 年の 2050 年カーボンニュートラル宣言、令和 3 年の第 6 次エネルギー基本計画の閣議決定により、再エネ導入拡大の機運が高まっており、関連産業への参入意欲も向上している状況です。

「2 住民ニーズの状況」ですが、新エネ分野に関心を持つ県内企業、関連機器等の製造に取り組む県内企業が増加しているほか、風力発電を中心とした大規模な発電事業が複数の事業者により計画されており、ニーズが高い状況にあります。具体例を申し上げますと、洋上風力発電関連産業への参入を目指す県内企業の連携促進を目的として設立しました「あきた洋上風力発電関連産業フォーラム」において、平成 27 年の設立時には会員数が 55 社でしたが令和 3 年度末には 150 社と約 3 倍に増加しています。また、洋上風力発電事業においては、秋田港、能代港で年内の商用運転開始に向けた工事が進捗しているほか、一般海域でも能代市・三種町・男鹿市沖、それから由利本荘市沖で発電事業者が決定し、事業実施

に向けた準備が進められている状況です。そのほか、地熱に関しても、湯沢市でかたつむり山発電所の建設が始まる状況になっています。

続きまして、「3 事業目的」です。国の第6次エネルギー基本計画では、電源構成における再エネの割合を現状の18%程度から2030年度には36~38%まで引き上げるとしています。このため、本事業により、風力、地熱などの本県が有するポテンシャルを最大限生かすことで、その実現に貢献するとともに、関連産業の振興や雇用の創出につなげていくことを目的としています。

次に、「4 目的達成のための方法」ですが、今後、導入量の大幅な増加が見込まれる洋上風力については、法定協議会の開催に向けた事務や、発電事業者の決定の際の国への意見提示など、再エネ海域利用法における県の役割を適切に果たしながら、地元との共存・共栄の理念のもと、漁業関係者や地域住民の理解促進のための取組を継続するとともに、関連産業への県内企業の参入に向けた人材育成、マッチング機会の提供を行い、県内の産業振興を目指していくものです。

「5 昨年度の評価結果等」と「6 事業の全体計画及び財源」については記載のとおりです。

次に、13 ページの「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」です。指標Ⅰ「県内の新エネルギー等による発電設備容量」は、風力発電、地熱発電、大規模太陽光発電の累積導入量の合計値であり、令和3年度の目標値に対し達成率112.2%となっています。実績値の内訳は、風力発電が64万9,000kW、地熱発電が13万5,000kW、太陽光発電が13万9,000kWとなっており、風力発電と地熱発電は全国2位の導入量となっています。

続いて、「一次評価」です。はじめに、必要性の観点においては、先ほど御説明したとおり、再エネ導入拡大の機運が高まる中、関連産業への県内企業の参入意欲も向上しており、県としても事業環境の整備や発電事業者と県内企業のマッチング機会の提供等に積極的に取り組む必要があることから、「課題に照らした妥当性」、「住民ニーズに照らした妥当性」、「県関与の妥当性」のすべてにおいて「a」と判断し、「A」としています。次に、「有効性の観点」においては、先ほど御説明したとおり、指標Ⅰの達成率が112.2%であることから「A」としております。

「効率性の観点」においては、県主催イベントを開催する際に可能な限り無償で利用できる施設を利用するなどのコスト削減を進めており、「B」としています。

最後に、総合評価では、カーボンニュートラルへの対応が世界的な潮流となる中、再エネの導入拡大に向けた全国的な取組が進んでおり、多様かつ豊富な資源を有する本県にとっては大きな追い風であり、こうした好機をとらえて、本事業を継続して実施し、再エネの導入拡大や関連産業の振興を図っていく必要があると考え、「A」としています。

事業評価の説明は以上となります。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきました。これより調査審議に入りますが、先ほどと同様に、事業評価、施策評価、政策評価の順に進めてまいります。最初に事業評価の調査審議ですが、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いします。

◎ 曾我委員

当委員会は、毎年同じような時間配分で進められていると思いますが、「産官学金労言士」の多様な立場の方が集まる機会であり、大半の委員は事前送付いただいた資料にも目を通していていると思いますので、次年度以降は建設的な意見を求めることに時間を配分していただければと思います。

また、13 ページの総合評価で「A：継続」となっていますが、私の考える限り、洋上風力に関しては、大手ゼネコンや海外資本の企業が中心となっており、県内企業が入る余地はメンテナンス部分などの非常に少ないものと思っています。県として、もう少し関与できる部分があると考えておりましたら教えてください。

□ 三浦エネルギー・資源振興課長

オペレーション&メンテナンスに関してですが、現在、陸上風力においては、130 人が風車のメンテナンスに従事している状況です。今後、一般海域の4 海域で洋上風力の運転が開始すると更に 200 万 kW 増え、我々の試算では約 550 人の雇用につながるとしています。

また、部品製造においても、今の風車は海外メーカーが主体になっておりますが、由利本荘市沖や能代市・三種町・男鹿市沖で採用される風車はGE というメ

一カーのものになります。この企業は、東芝エネルギーシステムズと戦略的な協定を締結しており、同社がナセルの組立てを行っております。その中に県内事業者が参画できるようマッチングを進めており、少しでも多くの県内企業が受注できるような取組を進めています。

● 池村委員長

御指摘のあった説明時間を短くした方が良いというのはそのとおりだと思いますので、今後考えていきたいと思います。

◎ 相原委員

私は、洋上風力にかなり期待をしております。御説明にありましたとおり、当初はメンテナンスが主体かもしれませんが、大型案件が目白押しで、民間企業としてもメンテナンスだけではなく、部品等の関連産業に参入していこうという意欲も高まっており、タイミングとしてもここ数年で基盤を固めて取り組んでいく必要があると思います。こうしたことを踏まえ、この事業の内容は非常にタイムリーであり、秋田県の経済・産業界の期待の星だと思いますので、力を入れていていただきたいと思います。評価に関しても、この内容で妥当ではないかと思いました。

● 池村委員長

続いて、施策評価について御意見を伺いましょう。

10 ページ、11 ページ辺りの県民意識調査についてどう捉えるか、また、課題と今後の対応方針に関する御意見などがありますでしょうか。

◎ 廣瀬委員

県民意識調査については、このような調査が行われていることを当委員会に参加することで初めて知りました。この調査では、「地域経済を牽引することができる競争力を持った企業が増えている。」という質問に対して、「十分」や「不十分」などの回答を求めています。県民が県の企業誘致の状況などを正しく理解していないと個人の感覚に基づいた回答になりかねないと思います。そういった意味

で、設問や回答の意味合いを理解することはなかなか難しいと思います。

● 池村委員長

それでは、調査を実施している総合政策課から、その際の提示する資料も含めて御説明ください。

□ 事務局

県民意識調査につきましては、現在、プランの進行管理ということで、過年度の実績や取組内容をまとめた資料の隣に質問を載せています。委員がおっしゃるとおり、「十分」の程度などは主観的による部分があるかと思いますが、そういった実績を記載した上で質問をしています。

◎ 綿引委員

事業評価の効率性の観点で、主催イベントの会場として、無償で利用できる県の地方機関の会議室などを活用し、コスト削減をなさっているということは大変評価できると思いますが、オープンでない場所で開催することで良い事業であっても、県民への周知が進まないこともあるかと思いますが、そのため、是非オープンな場所で一般県民も親しみが持てるようなイベントの開催もお願いします。

□ 三浦エネルギー・資源振興課長

地方機関の会議室を活用するのは、洋上風力に関する県内企業とメーカーのマッチングイベントなど、参加者が限られるものとしています。一方で、県民へ広く周知を図る必要があるイベントなどは秋田駅周辺の会場を活用しており、今後もしそのようにしていきたいと考えています。

◎ 福岡委員

当戦略に関する提案として発言をさせていただきます。

今年度から新プランに基づく政策の推進をされているかと思いますが、今注目を集めている洋上風力などにより秋田県が更に元気になるため、環境に配慮しながら国内外からの投資を呼び込むという視点が非常に重要になると思いますので、

E S G 金融に関しても盛り込んでいただきたいと思います。

● 池村委員長

そのほか、ございませんようですので、それでは、集約いたします。政策評価、施策評価、事業評価のいずれの評価も妥当であるという結論になるかと思っています。いただいた御意見の中には、新エネルギー産業には積極的に取り組んでほしい、県内企業が積極的に参画できるよう事業を推進してほしい、というものがあるということを付け加えさせていただきます。以上のところを基調とし、本職と総合政策課で、政策評価委員会としての意見を取りまとめたいと思います。

以上で「社会の変革果敢に挑む産業振興戦略」に関する調査審議は終わりということになります。午前の部として予定しておりました、6 件の審議がすべて終了しました。事務局からこの後について御紹介願います。

□ 事務局

午後からは予定どおり、午後 1 時から再開させていただきます。

それでは本日午前の部は終了とさせていただきます。

〔休 憩〕

● 池村委員長

それでは、午後の部を開始します。

資料 4 「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」の審議に入ります。事務局より順次説明をお願いします。

□ 佐々木総合政策課政策監

それでは、資料 4 を御覧ください。

この政策は、農林水産業の成長産業化に取り組む政策で、七つの施策により構成されております。

今回は、施策 5 「「ウッドファースト秋田」による林業・木材産業の成長産業化」及びその配下事業の「あきた材販路拡大事業」について、御審議をお願いします。

それでは、調書の1ページを御覧ください。「3-1 施策の評価結果」ですが、七つの施策のうち、「B」評価が四つ、「C」評価が二つ、「D」評価が一つとなっております。

2ページを御覧ください。各施策の評価結果についてです。

施策3-1について、こちらは定量的評価が未判明で「N」となっておりますが、代表指標②において、判明している直近の令和2年度実績値が令和3年度目標値の91.8%になっているほか、既に判明している3年度の農地中間管理事業の実績により、農地集積率の増加は確実にになっていることから、「b」判定以上になるものと考えています。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

施策3-2について、こちらも定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関して、主要園芸品目の系統販売額は、現状値や前年度値から悪化し「e」判定となっておりますが、大規模園芸拠点などの生産基盤の整備が進んだことにより、しいたけや夏秋ネギについて、京浜中央市場の出荷量が過去最大となるなどの成果が現れております。代表指標②に関しては、令和2年度の達成率が91.5%であることに加え、3年度は新たに3か所で大規模畜産団地が整備されたことに伴い、産出額に占める割合の大きい豚や鶏の飼育頭数が増加しており、高い達成率となることが見込まれております。

これらを踏まえまして、総合評価は「C」としております。

施策3-3について、こちらも定量的評価「N」となっております。代表指標①に関しては、令和2年産米のシェアが目標は回っており、3年産米の事前契約数量も全国トップクラスの水準となっております。また、新品種「サキホコレ」のデビューに向けた各種対策のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が衰退する中で、県産米の販売促進への支援を実施するなど、シェア拡大に向けた取組を積極的に展開しております。代表指標②に関しては、経営規模の拡大や低コスト技術の普及が確実に進んでいることから、3年においても更なる生産費の低減を見込んでおります。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

施策3-4について、こちらも定量的評価は「N」となっています。代表指標①に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、異業種連携や販

売の多角化の取組は着実に進んでいるほか、県の調査によると直売所の販売額が対前年比 100.6%となっているなど、2年度の実績を上回る販売額を確保できる見込みです。そのほか、米の輸出ルートの定着に加え、重点品目である「秋田牛」や「りんご」のマーケティング活動により、新たな需要が開拓されたことから、目標を大きく上回っております。

以上を踏まえ、総合評価は「B」としております。

3 ページを御覧ください。

施策3-5については、この後の審議対象となっておりますので、説明は省略いたします。

次に、施策3-6について、こちらも定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、単価の低下に加え、燃料価格の高騰による出漁数の削減に伴い、現状値や前年度実績値から大きく悪化し「e」判定となっております。なお、こうした中、ネット販売による付加価値の向上や港内での養殖試験など、漁業者の所得確保に向けた新たな取組が動き出しております。また、代表指標②に関しては、外食需要が大きいマダイ、ヒラメ、フグ類が新型コロナウイルス感染症の拡大によって単価が下がっていることから、対象魚種の漁業生産額が減少するものと予想しております。そのような中でも、対象業種の放流実績は対前年度比で5%増加しているほか、水産振興センターでの魚価の高いキジハタの種苗生産に取り組んでおり、資源の維持増大に向けた取組が着実に進んでおります。

以上を踏まえて、総合評価は「D」としております。

施策3-7については、定量的評価をそのまま総合評価とし、「B」としております。

「4 総合評価結果と評価理由」については、以上の施策評価の結果の平均点が2.43で定量的評価は「C」となり、総合評価は定量的評価と同じ「C」としております。

政策評価の説明は以上であります。

□ 澤田林業木材産業課長

林業木材産業課の澤田でございます。7 ページを御覧ください。

施策「「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化」について、説明させていただきます。

「1 施策のねらい」については、本県のスギ人工林面積日本一を誇る森林資源を循環利用し、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、新たな市場開拓等による需要拡大や競争力の高い木材・木製品の安定供給体制の整備の促進などにより、木材総合加工産地としての更なる発展を図るものです。

次に、「2-1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①は「素材生産量」を設定しています。令和元年度の達成率は100%を超えていたものの、2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新設住宅着工数減少等の影響を受けて素材生産量も減少に転じたところであります。しかし、3年度は、ウッドショックによる国産材需要の高まりを受け、工場ではフル生産にシフトしたことから、実績値は9月判明予定となっておりますが、前年よりも増加するものと見込んでおります。また、代表指標②は「スギ製品出荷量」を設定しています。令和元年度の出荷量は、これまで品質や性能の確かな製品の供給体制の整備や販路開拓等の県産材の需要拡大に取り組んできたことなどにより、達成率は94.6%となっております。2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでおりますが、3年度はウッドショックに対応してきたことで、実績値は10月判明予定となっておりますが、前年よりも増加するものと見込んでいます。

8ページをお開き願います。「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」です。三つの指標を設定しており、達成状況等については記載のとおりですが、指標③の「新規林業就業者数」については、林業大学校での人材育成や就業希望者に対する研修制度をはじめとしたきめ細かな支援により、全国的に見ても高い数値で推移しております。

資料9ページをお開き願います。「2-3 施策の取組状況とその成果」です。まず、「(1) 秋田スギを活用した新たな木質部材等による需要拡大」については、住宅分野以外での新たな需要を創出するため、中高層建築物に利用できる木質耐火部材等の開発に取り組むとともに、こうした部材を扱う建築人材を育成するため、建築士を対象に研修会等を実施しております。また、「(3) 産地間競争に打ち勝つ木材総合加工産地づくりの推進」については、製材工場への木材の人工乾燥技術の指導を行うとともに、海外販路の開拓に向けて、スギ製品の輸出拡大が

見込まれる米国を対象としたマーケット調査と調査結果に基づくセミナーを実施し、3社が定期輸出に取り組んでいるところです。

10 ページをお開き願います。「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①②どちらも「n」判定となっており、定量的評価は「N」となっております。令和3年の速報値を見ますと、製材品や合板の出荷量が前年比1～2割程度増加しており、実績値の増加が見込まれることなどを踏まえ、総合評価は「C」としております。

資料11ページをお開き願います。「4 県民意識調査の結果」ですが、5段階評価の満足度の平均点は2.95点で、回答では「ふつう」が最も多く37.3%となっております。「不十分」、「やや不十分」の理由等については、記載のとおり、再造林率の低さの解消、県内外への発信力強化、更なる生産・利用の拡大に向けた取組などを求める意見が寄せられています。

12 ページをお開き願います。「5 課題と今後の対応方針」であります。施策の方向性「(2) 林業の成長産業化に向けた生産・流通体制の強化」については、課題は、低コストで安定的な丸太の生産・流通体制の整備と伐採後の再造林の低迷と捉えています。対応方針としましては、林内路網の整備や高性能林業機械等の導入支援、先進的な造林技術の導入などの取組により、素材生産の効率化や再造林の普及・定着を進めていきたいと考えております。施策の方向性「(4) 次代の秋田の林業をリードする人材育成」につきましては、課題は、林業への新規就業者の確保と技術力の高い林業者の育成が必要と捉えております。対応方針としましては、就業相談への対応や研修制度の実施、林業大学校の研修内容の拡充等により、就業者の確保と即戦力となる担い手の育成などの取組を進めていきたいと考えております。

施策評価の説明は、以上であります。

続いて、13 ページを御覧ください。「あきた材販路拡大事業」について、御説明させていただきます。

「1-1 事業実施当初の背景」です。県産材の出荷量の拡大を図るためには、販路の拡大が喫緊の課題となっておりますが、企業単体では取組に限界があることから、需給ロットを集約するなどの環境整備に取り組む必要があります。

「1-2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」であります。昨年3月に

始まった木材不足・価格高騰といういわゆるウッドショックを受けて、輸入材を扱う工務店や住宅メーカーなどでは国産材への転換を進める動きが加速しております。

「2 住民ニーズの状況」ですが、企業ヒアリング等の結果、ウッドショックで生じた県産材需要の高まりを今後も継続させる取組が必要であることや、住宅建材としての秋田スギの良さを売り込むことが必要といったニーズがありました。

「3 事業目的」ですが、県内の木材加工企業と県内外の工務店等とのマッチングを進め木材製品の販路拡大を図るものであります。

「4 目的達成のための方法」ですが、工務店等のグループ化や木材加工企業との安定需給協定の締結などにより、販路拡大に必要な環境を整備するものであります。

「6 事業の全体計画及び財源」です。四つの事業で構成されておりますが、主なものを簡単に説明いたしますと、一つ目の「ウッドファーストあきたの住まいづくり促進事業」は、県内の工務店グループ等が行う県産材の利用・PRの取組を支援するものです。二つ目の「あきた材県外販路拡大事業」は、県外の工務店等を「あきた材パートナー」として開拓するものです。

資料 14 ページをお開き願います。「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」であります。指標Ⅰ「秋田スギ製品出荷量」は、令和3年度実績を9月に取りまとめ予定のため、未判明となっております。指標Ⅱ「あきた材パートナー数」は128.6%の達成率となっております。

「1 次評価」ですが、「必要性の観点」の評価結果は「B」、このうち、「課題に照らした妥当性」は、輸入材等から県産材への転換を行う工務店等を増やすため、木材加工企業とのマッチングをサポートする取組が必要であることから「a」。「住民ニーズに照らした妥当性」は、販路拡大に当たっては、工務店等が秋田スギをPRする普及啓発へのニーズが高いことから「a」。「県関与の妥当性」につきましては、企業の主体的な取組は促しつつ、多様な工務店グループへの需給を確保するためには、県が協定締結等の一定の方向性を示すことで高い効果が見込まれることから「b」。「有効性の観点」、「効率性の観点」とも「B」であり、「C」を含まないことから、総合評価は「A」とし、パートナーに登録した企業を長期的な販路として定着させるためには、需要先のニーズに応じた製品を

供給できる木材加工工場の体制整備を進めながら、新たなスギ集成材のサプライチェーンの強化を図るなど、情勢の変化に対応しながら継続してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

● 池村委員長

これより調査審議に入ります。最初に事業評価について、御質問等がありましたら、よろしくお願いします。

◎ 相原委員

ウッドショックのほか、能代市に大手製材業者が進出し、地元から多くの丸太を仕入れることを明言しているなど、長らく不況が続いた県内の木材関連業界は長いトンネルを抜けつつあるのではないかと感じています。そういったことを踏まえての事業実施のタイミングは良かったと思いますし、評価の内容についても異論ございません。しかし、午前中の調査審議の内容を踏まえ、14ページの指標Ⅰの目標値が施策評価の指標の目標値と同じというところは工夫が必要だと思います。

最後に、指標Ⅱ「あきた材のパートナー数」について、これに登録した県外の業者は、こういったメリットがあるのか御教示ください。

□ 澤田林業木材産業課長

ウッドショックは大分落ち着きつつありますが、能代市に大型製材工場も進出する関係もありますので、林業・木材産業の成長産業化を図っていききたいと考えています。

また、「あきた材のパートナー」というのは、首都圏を中心とした外材の集成材を使用している企業が国産材に転換し始めたという動きを捉え、その企業をパートナーとして位置づけ、県内製材工場とのマッチングを図っているほか、県産材を使う住宅一戸当たり5万円を支援するといった金銭面での支援を行っています。

● 池村委員長

先ほど、相原委員から指標設定の仕方について御指摘があったのは、指標Ⅰが既に施策の目標となっており、同指標はこの事業だけではなく、例えば、木材加工・流通施設の整備などと相まって上がっていくべき数字であるため、指標の立て方は工夫した方がいいということです。以後、御考慮いただければと思います。

また、有効性の観点において、適用の可否を「不可」としてありますが、二つある指標のうち一つが判明し、それが「c」ではないため、ここの記述は明確性を欠くということにならざるを得ないと思います。

そのほか、ございませんようでしたら施策の方はいかがでしょうか。

◎ 永井委員

評価結果については、「C」で妥当と思います。

11 ページの県民意識調査の結果についてですが、満足度の中の「わからない・無回答」が毎年 30%を超えており、すべての結果の中でも突出しています。これは、秋田スギの良さが県民に伝わっていないということを示していると思いますので、販売や働き手の確保の面でも、その良さをしっかりと伝えることが重要だと思います。この点については、どのように捉えていらっしゃいますか。

□ 澤田林業木材産業課長

秋田スギをはじめとした木材・木製品は、カーボンニュートラルに貢献するという意味で大きな役割を担っていることから、今年度より様々なパンフレットを作成し、カーボンニュートラルと併せた形でその良さを普及啓発しております。特に、秋田スギは、非常に白く綺麗な木目を持った製品ですので、委員の御意見を参考にしながら、「わからない・無回答」というものが少なくなるように努力してまいりたいと思います。

◎ 曾我委員

評価は「C」で妥当と思いますが、人材育成の観点から意見を申し添えたいと思います。現在、国営林の作業はすべて民間に任せる形になっておりますが、そのような中で若年退職者が非常に多いという報告を受けています。その要因とし

て、賃金とそれに伴うけがや死亡のリスクのバランスが悪いことが挙げられており、林業界において、有能な人材を確保し定着させるためにも何らかの手当があって然るべきと考えております。

□ 三森森林整備課長

林業の労働安全衛生対策に関しましては、各事業体に対して事故防止にかかる支援も行っているところです。人材確保においては、労働災害の防止も重要であると認識していますので、引き続き、関連施策を実施していきたいと考えております。

● 池村委員長

そのほか、ございませんか。それでは、政策評価についてはどうでしょうか。

◎ 福岡委員

1 ページの「3－1 施策評価の結果」についてです。全体の経年の変化を見るに評価が右肩下がりとなっており、特に、施策3－7は「A」評価が続いていたものが「B」評価と低迷しています。この部分については、先ほど永井委員がおっしゃった県民意識調査の結果にも関連してくるのではと思っておりますが、評価を下げてしまったことに対する今後の方策があれば伺いしたいです。

また、7ページの代表指標の分析において、新規の材は使う方向で果敢に努力なさっていることは拝見できますが、例えば、林地残材をバイオマス発電に活用するなどの新たな活用の視点にかかる指標なども、この先、検討いただけるものなのでしょうか。

□ 澤田林業木材産業課長

7ページの指標について、本県のバイオマス発電量は他県に比べて少ないことを踏まえ、本県の場合は素材生産をメインに考えておりますが、今後の状況の変化に応じて、燃料用についても検討する必要があると考えております。

□ 佐藤農山村振興課長

施策３－７については、「中山間地域資源活用プラン策定地域数」と「水と緑の森づくり推進事業参加者数」の二つ指標を設定しており、前者の指標が令和３年度で唯一「b」判定となっております。これに関して、詳細に分析しておりませんが、平成３０年度から令和２年度までは順調に数が伸びていったことから、最初は意欲のある方がプランを策定したものの、継続していくにつれて新たな掘り起こしが必要になり、それらの方々に対する営業が欠けていたのではないかと考えています。この事業は後継事業に移行しておりますが、多くの人にこの事業を知ってもらうため、新しい営業方法を開拓していきたいと考えております。

● 池村委員長

施策３－７については、代表指標の達成状況はどれくらいだったのですか。また、各年度の間に大きな開きはあったのですか。

□ 佐藤農山村振興課長

最初に、①の「中山間地域資源活用プラン策定地域数」の達成率の推移ですが、平成３０年度が１０８．９％、令和元年度が１０６．０％、令和２年度が１００．０％、令和３年度が９５．０％ということで、やはりスタートダッシュが良い中、徐々に落ちておりますので、そこが課題であると思います。

□ 三森森林整備課長

②の「水と緑の森づくり推進事業参加者数」の達成率の推移ですが、平成３０年度が１０５．７％、令和元年度が１０８．０％、令和２年度が９２．１％、令和３年度が９４．８％となっています。

● 池村委員長

指標の実績値も大きく変動しているものではなく、定量的評価を定性的評価で動かすということはしていないことを踏まえても、後継事業では、反省点を生かし、一層頑張ってくださいということですね。

◎ 石沢委員

評価については妥当と思います。この施策に関しては、ウッドショックに関する言及が非常に多くあり、時代や社会情勢にうまく乗れているというところで、今年度評価が高くなったと思います。そのような中で、ウッドショック後も施策を推進していくためには、その影響部分を明確にしながら、それがなかった場合の推進状況も意識しておくことが必要ではないかと思います。

また、今後、この政策においては、カーボンニュートラル以外にも、グリーンリカバリーが注目されていくと思います。「攻めの農林水産戦略」として、本県がグリーンリカバリーの最先端に立っていると言えるよう、ウッドショック以外の取組もできるのではないかと考えたところです。

□ 澤田林業木材産業課長

ウッドショックは「ショック」という名前が付いていますが、実際は不安定な外国産の木材を使用しないで国産材を使おうという利用者側の動きであり、それが加速してきたというものです。利用者側が、安定的に国産材を使おうとする方向性を示していることは生産側にとっても非常にいい傾向と捉えていますので、なるべく今後も継続させていきたいと思っております。

また、御指摘のあったグリーンリカバリーについても、国でも林業の分野でグリーン成長をなし遂げようという方向に舵を切っております。まだ県の政策の中にはそのような言葉は入っておりませんが、国の方向性に沿う形で農林水産戦略を推進していきたいと考えております。

◎ 相原委員

施策３－２について、５ページの「６ 課題と今後の対応方針」で「園芸メガ団地の５０地区の中には、販売額目標達成していない地区もある」という記載がありますが、２ページの「３－２ 施策評価の概要」で「果樹では雪害や障害の影響により出荷量が大幅に減少したことから全体の販売額が前年比８９％となり、達成率が７０．３％となった」との記載が指しているところは同じでしょうか。

また、５０地区全体で見た場合、目標達成率はどのような感じでしょうか。

□ 小原園芸振興課主幹

御指摘の点は、園芸メガ団地と特にイコールではありません。園芸メガ団地に関しては、秋田県の青果物販売額に対する割合が年々上がっております。それ以外の生産者が脆弱になってきているという背景もありますが、その効果は着実に出ていと認識しています。

また、園芸メガ団地の目標達成率については、事業により1億円を目標とする団地と3000万円を目標とする団地があり、達成率だけを単純に平均すると令和3年度は63%程度の達成率になってます。販売額は販売単価の影響を大きく受けるため、過去には70%を超える時期もありました。

● 池村委員長

それでは、集約ですが、この資料4の政策評価、施策評価、事業評価についても評価結果はいずれも妥当であると思われます。

また、評価と直接に結び付きませんが、この施策については、グリーンリカバリーの理念に沿った施策を展開すべきとの御意見がありました。

資料4については、以上といたします。

〔休憩〕

● 池村委員長

それでは、資料5「秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大戦略」の審議に入ります。最初に事務局より順次説明願います。

□ 佐々木総合政策課政策監

資料5を御覧ください。

この政策は、観光、食、文化、スポーツによる交流人口の拡大や、交通ネットワークの充実に取り組む政策で、六つの施策により構成されております。

今回は、施策2「食」がリードする秋田の活性化と誘客の推進、その配下事業の「県産品首都圏等販売強化事業」について、御審議をお願いすることとしております。なお、この事業についても、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業となっております。

それでは、調書の 1 ページを御覧ください。「3-1 施策の評価結果」については、六つの施策のうち、A 評価が一つ、C 評価が一つ、D 評価が四つとなっております。

2 ページを御覧ください。施策の評価理由についてです。

施策 4-1 については、定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関しまして、令和元年度までは大型観光キャンペーンや大型クルーズ船の寄港などにより増加傾向が続いておりましたが、2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大による移動自粛等の影響を受け、関連指標を含め、大きく悪化しております。そのほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた観光関連産業を下支えするため、県内在住者を対象とした旅行商品や宿泊代金に対する割引事業等を実施し延べ宿泊者数の維持を図るほか、アフターコロナを見据え、重点市場である台湾・中国等に対して SNS を活用した更なる情報発信の強化などを行っております。

以上を踏まえ、総合評価は「D」としております。

施策 4-2 は、この後の審議対象であり、ここでの説明は省略いたします。

施策 4-3、4-4、4-5 については、定量的評価結果をそのまま総合評価結果としており、順に「D」、「C」、「A」となっております。

3 ページを御覧ください。

施策 4-6 については、定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大により、飛行機や新幹線の利用客が激減しており、令和 3 年度の実績値は前年度と同水準となることが想定されております。このような状況下において、事業者に対する着陸料への助成や事業継続支援などにより、広域・地域の両面で交通ネットワークの維持を図っているほか、空港の施設改修助成などのアフターコロナを見据えた取組を着実に進めているところであります。

以上を踏まえまして、総合評価は「D」としております。

「4 総合評価結果と評価理由」になります。施策評価の結果の平均点が 1.67 で定量的評価は「D」となり、総合評価は定量的評価と同じ「D」評価としています。

政策評価の説明は以上であります。

□ 黒澤食のあきた推進課長

食のあきた推進課の黒澤です。資料 5 ページを御覧ください。

施策 4－2 「食」がリードする秋田の活性化と誘客の推進」について御説明いたします。

「1 施策のねらい」ですが、この施策は、「きりたんぼ」や「稲庭うどん」などの本県の特産品に加え、県オリジナル酵母による日本酒の開発や、本県独自の「あめこうじ」を活用した商品群の拡大などにより、市場での優位性を確保するとともに、食品事業者への支援等を通じて商品力の向上を図るものであります。また、首都圏など国内市場での販路拡大や、海外市場への販路開拓を積極的に推進するとともに、県産食品の輸出とインバウンド誘客の連携・強化により、海外における「食」のブランド化と、海外からの誘客拡大の取組を展開するものであります。

「2－1 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①「食料品・飲料等製造品出荷額等」については、記載のとおり、達成率が未判明であり、「n」判定となっております。

「2－2 成果指標・業績指標の状況と分析」につきましては、「加工食品・日本酒の輸出金額」を記載しております。令和 2 年度はコロナ禍の影響で減少しましたが、3 年度は日本酒の輸出量が過去最高を記録したことから、輸出金額も過去最高となりました。

6 ページをお開きください。

「2－3 施策の取組状況とその成果」についても記載のとおりであります。このうち、下段の（3）の一番下のポツを御覧ください。東京都のアンテナショップ「あきた美彩館」での「あきたうまいもの割引券」の発行について記載しております。これにつきましては、この後、事業評価で説明させていただきます。

「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標①については、指標未判明で「n」判定となっており、定量的評価は「N」となります。代表指標①に関しては、令和元年の実績値が 1,335 億円と 3 年の目標値の水準に達しているものの、直近 2 年では減少しており、3 年についても目標値を下回る見込みとなっております。コロナ禍により売上が落ち込んだ事業者を支援するため、統一ラベル

の清酒等の販売や特別販売会の実施、通販サイトで県産品を販売する県内事業者への支援、さらには東京都のアンテナショップ等で利用できる割引券の発行などを通じ、県産品の販売拡大に一定の成果を上げてきたものの、厳しい状況が続いており、こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「D」としております。

8 ページをお開きください。「4 県民意識調査の結果」についてです。5 段階評価の満足度の平均点は 3.04 となっており、前年度より 0.02 ポイント減少しております。回答では「ふつう」が最も多く 42.9%となっております。県に求める取組への意見としては、誇れる商品が多いのでもっと流通してほしい、県内の優れた人材を活用するなどしてパッケージや売り方にもっと力を入れたほうが良いなどが寄せられております。

「5 課題と対応方針」については、施策の方向性毎に御説明いたします。「(1) 秋田の食の「柱」となるオリジナルな商品の開発とブランディング」について、課題としては、米どころでありながら米加工品の魅力を県内外へ伝えきれていないことや、素材を生かした商品の販売が伸びていないこと等が挙げられます。対応方針としては、秋田米使用を示すロゴマークの普及等を通じ、消費者等に訴求する取組を行うことや、生産から加工、販売までの一貫した体制づくり、県オリジナル技術を活用した製品開発の推進などを進めてまいりたいと考えております。「(2) 食品製造業の競争力強化」について、課題は、県内の食品製造業は事業規模が小さく、1 事業所当たりの製造品出荷額が少ないことと捉えております。対応方針としては、食品製造事業活動の中核を担う人材の育成や、生産性向上に向けた事業者間連携、先進技術導入等の支援を進めてまいりたいと考えております。「(3) 幅広いパートナー企業や流通チャネルを活用した販路の拡大」について、課題としては、商談会のバイヤーが固定化していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大により、商談が困難になってきていること等があると捉えております。対応方針としては、新商品開発による商品の魅力アップを図るほか、オンラインとリアルの使い分けなど商談会の開催方法を工夫してまいりたいと考えております。「(4) エリアやターゲットを戦略的に選定した秋田の「食」の輸出拡大と、独自性の高い誘客コンテンツとしての活用」について、課題としては、輸出に取り組む事業者が固定化しているほか、日本酒、稲庭うどんに次ぐ商材が見出せていないこと等が挙げられます。対応方針としては、本県の強みである発

酵食品などを中心とした輸出商材の多角化などを進めてまいりたいと考えております。

施策評価の説明は、以上となります。

続いて、資料 10 ページを御覧ください。

終了事業評価調書「県産品首都圏等販売強化事業」について御説明いたします。

「1-1 事業実施の背景」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光や飲食等の自粛が続き、お土産や日本酒等、県産食品の売上が減少していることから、首都圏アンテナショップで利用できる割引券を配布することにより、県産食品の売上の回復と拡大を図るために行った事業であります。

「3 事業目的」につきましては、首都圏アンテナショップにおける販売強化の取組を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している県産食品の販売拡大を図るものであります。

「4 目的達成のための方法」につきましては、事業の実施主体は「県」、事業の対象者は「民間事業者」、達成のための手段は「共通割引券の配布」であります。

「6 事業の内容」につきましては、東京アンテナショップ「あきた美彩館」及び「秋田ふるさと館」で利用できる共通割引券「あきたうまいもの割引券」を発行するものであります。実施期間は令和3年8月11日から令和4年1月31日まで、割引内容は1,000円以上の購入毎に、次回1,000円以上の購入時に500円を割引となっております。

「7 事業の効果及び課題の改善状況」につきましては、約8万枚の割引券のうち、約4万4千枚が使用され、使用率は約55%となりました。割引券の実施によりアンテナショップの利用促進が図られ、実施期間中の売上は向上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いており、コロナ禍以前の状態までの回復までには至りませんでした。あきた美彩館の売上額は令和3年度で約2億2千万円であり、コロナ禍前の元年度実績3億4千万円の2/3となっております。同館の売上は物販部門では、実施期間中の売上は元年度対比で121%と回復が図られている一方、飲食部門は、依然として低迷しており、元年度対比39%となっております。

「8 事業の効果을把握するための手法」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明であり、首都圏等での感染状況に左右されるため、指標

の設定はできませんでした。毎月、各アンテナショップから配布及び使用状況を報告してもらい、効果の把握に努めました。

「所管課の評価」につきましては、「有効性の観点」は、住民満足度の状況は「a」。達成率は算定不可としておりますが、割引券の配布により各アンテナショップの集客が図られ、県産品の売上回復の一助になったものと捉えており、「B」判定としております。「効率性の観点」につきましては、事業効果の比較値は算定不可としておりますが、割引券を配布するに当たり、県や各アンテナショップが発信するSNS等を活用して事業をPRすることで、周知に要する費用の削減を図っており、「B」判定としております。

「総合評価」につきましては、事業の実施により実施期間中の売上は大きく向上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くと思われ、感染状況を注視しながら販売強化に取り組んでいく必要があると考えられることから、「B」判定としております。

事業評価の説明は以上です。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきました。最初に、事業評価について御意見等を伺いましょう。いかがでしょうか。

◎ 綿引委員

アンテナショップに限って事業を実施されたというのは、百貨店やネットでは、割引券の配布が難しいということからだったのでしょうか。

□ 黒澤食のあきた推進課長

アンテナショップは県産品を専門的に扱い、様々な分野のアイテムを揃えていることから、県産品販売の拠点として捉えております。そのようなことを踏まえ、まずはアンテナショップの売上を回復させたいという思いから、多数ある販売ルートの中でそこに限定しています。

◎ 綿引委員

最近の動きとして、百貨店で扱っている秋田市の菓子屋のごま餅が某テレビ番組で紹介されたところ、大変な売上になったということがありました。今後、類似事業を実施する際には、アンテナショップも大事ですが、首都圏に住んでいる方が気軽に行きやすい百貨店などでも割引券を使えるようにすることで、更に効果が上がるのではないかと思います。

□ 黒澤食のあきた推進課長

御指摘のとおりだと思いますが、百貨店への流通ルートに乗せるのは、今回の財源となった新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の条件や県の財政状況等を踏まえると難しい部分もあります。今後、類似事業を実施する際には、それらの点も勘案していきたいと思います。

また、最近、SNSで県内のソーセージ会社が投稿したツイッターで話題となり、売上が伸びたということもありますので、様々な媒体を使い、販売拡大のための取組を行っていきたいと考えております。

● 池村委員長

評価の結果については異存はありませんが、事業の有効性については、満足度と効果で判定するという事になっております。それに関連し、満足度の把握方法とそれが高いとおっしゃる根拠についての記載がありませんでしたので、御説明をお願いします。

□ 黒澤食のあきた推進課長

満足度については、全体を網羅するものではありませんが、アンテナショップのレストランを利用された方を対象にアンケート調査を行い把握しています。結果としては、割引券を利用されている方々であるので、総じて役に立ったという回答がありました。

● 池村委員長

ほかになれば、次に施策評価に進みます。

それでは、私から。私の持論として、評価は厳しい方が良いということを踏ま

えると、評価を変えるべきという意見ではありませんが、この施策が「D」評価というのは、厳しいのではないかという気がします。

これまでの政策等評価制度調査検討会議の議論の中でも、総合評価を決定する際に、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、もっと成果が上がったはずということは立証できないため、安易に定量的評価を上げてはいけないということや、そのような中でも工夫し、客観的な成果が生まれたという事実があれば、定性的評価として積極的に評価することは確認しており、昨年度も評価を実施してきているわけです。

調書を見ると、代表指標は目標値を下回る見込みであるが、成果・業績指標は十分な数値を示しているほか、定性的評価において、コロナ禍で苦勞しながらも、様々なことに取り組み、成果を挙げていることが読み取れます。

このようなことを言う理由としては、算術だけの問題ではありませんが、政策評価として考えた際に、仮に施策4-2を「B」評価まで上げることができれば、政策評価が「C」評価となります。また、施策4-2を「B」評価とすることについて、高く評価しすぎではないかとの指摘もあると思いますが、そこを補強する材料として、県民意識調査結果が3.04となっていることがあると思います。過去の議論の中で、県民意識調査の結果はどちらかと言えば、PDCAの「A：アクション」に重きを置いて考えるということにしていますが、「C：評価」の段階で考慮しないということではありません。そのため、数少ない3.00を超えている施策を「D」評価とするのは、担当課として勇気がいることであったと思い、申し上げたところです。

□ 黒澤食のあきた推進課長

評価を行うに当たり、定量的評価が未判明で定性的評価のみで評価を行うこととなる中で、取組実績に基づいた評価を行ったとしても、そこには恣意的な部分が出てしまうのではないかということを危惧していたところです。また、コロナ禍で経済活動が全体的に鈍っているというようなこともあり、「D」でも致し方ないのかなということで決定したところです。また、定性的評価を用いてどのように評価するのかというのは全庁的な統一も必要かと思います。

来年度の評価の際には、御指摘の点も踏まえた上で評価を行いたいと思います。

● 池村委員長

定量的評価に定性的評価を加味し総合評価をしており、総合評価の中でそれらの合理性が担保されていれば特に問題ないかと思います。しかし、評価は厳しい方が良く、それに基づき自己評価をされたわけですから、それを変える必要はありません。

そのほか、政策評価までを含めて何かございますか。

◎ 綿引委員

4 ページの施策 4－4 の今後の対応方針において、少子化によりジュニア層の競技人口が減少し、県外校へ進学していることへの対応として、令和 4 年度より「チーム AKITA スタートアップ支援事業」がスタートするという記載があります。これは、岩手県が行っている「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」のような取組でしょうか。

□ 藤原スポーツ振興課主幹

岩手県の取組については存じ上げませんが、「チーム AKITA スタートアップ支援事業」というのは、従来のジュニア層の強化事業の改善点を踏まえ、今年度から開始したものです。内容としては、競技団体への支援を通じ、県内における、所属学校によらない一貫指導体制づくりや競技人口の拡充を図るものです。

□ 池村委員長

そのほか、ございませんか。それでは、集約として、割引券の配布をアンテナショップ以外でも行ってはどうかという御意見や評価に関する感想がありましたが、事業評価、施策評価、政策評価についても評価結果は妥当であるということに落ち着くだろうと思います。

それでは、資料 5 については以上といたします。

〔休憩〕

● 池村委員長

それでは、資料 6 「誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略」の審議を始めます。最初に事務局より順次説明願います。

□ 佐々木総合政策課政策監

資料 6 を御覧ください。

この政策は、健康長寿社会や地域共生社会の実現に向けた取組に関する政策で、五つの施策により構成されております。

このうち、今回は施策 1 「健康長寿日本一への挑戦」とその配下事業の「「あきた健康宣言！」推進事業」について、御審議をお願いすることにしております。

それでは、調書の 2 ページをお開きください。

「3－1 施策の評価結果」についてですが、五つの政策のうち、「B」評価が四つ、「C」評価が一つとなっております。

施策評価の評価理由についてですが、施策 5－1 はこの後の審議対象になっておりますので説明は省略いたします。

施策 5－2 については、定量的評価は「N」となっております。代表指標①に関して、速報値による達成率は 106.5%で「a」判定相当となっております。自殺死亡率、自殺者数共に前年から増加したものの、ピーク時の平成 15 年以降、減少傾向は継続していますが、いまだに全国平均を上回っていることから、引き続ききめ細かい対応を継続していくことが必要であると考えております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

次に、施策 5－3 ですが、こちらも定量的評価は「N」です。代表資料①に関しては、速報値による達成状況は 84.8%で「c」判定相当となっており、引き続き高齢者医療先端研究センター等への支援などの取組を進めてまいります。また、代表指標②は、速報値による達成状況は 103.3%で「a」判定相当となっております。こちらも引き続き、地域がん診療連携拠点病院等への支援などを進めてまいります。

以上を踏まえまして、総合評価は「C」となっております。

3 ページを御覧ください。

次に、施策 5－4 です。こちらも定量的評価は「N」となっております。代表

指標①に関しては、令和２年度実績値が３年度目標値に対して 95.4%の水準に達しております。また、介護職員の労働環境の改善に向けた取組等を総合的に展開しており、３年度も職員数は更に増加しているものと見込んでおります。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

次に、施策５－５です。代表指標①の判定は「a」判定であり、定量的評価は「A」となっております。しかし、目標値は達成しているものの、全国と比較可能な令和２年度の里親委託率は全国平均を下回っている状況となっております。

以上を踏まえまして、総合評価は「B」としております。

「４ 総合評価結果と評価理由」です。総政策評価の結果の平均点は 2.80 で定量的評価は「C」となり、総合評価は定量的評価と同じ「C」としております。

政策評価の説明は以上であります。

□ 辻田健康づくり推進課長

健康づくり推進課の辻田でございます。

資料５ページを御覧ください。施策５－１「健康寿命日本一への挑戦」について御説明いたします。

「１ 施策のねらい」ですが、この施策は、がんや循環器疾患などの生活習慣病による死亡率が高い状況が続いている本県において、生活習慣の改善を通じた健康寿命の延伸が大きな課題となっていることから、健康長寿社会を実現するため、県民一人ひとりの意識改革と行動変容を促進する県民運動を展開しながら、「健康寿命日本一」を目指すものであります。

「２－１ 代表指標の状況と分析」ですが、代表指標①－１及び①－２の男女における「健康寿命の年数」については、記載のとおり、令和３年度の実績値は未判明で指標の判定は「n」となっております。現時点での最新の健康寿命は、令和３年１２月に厚生労働省から公表された令和元年のものでありますが、前回調査時の平成２８年から男女とも約１.４年延伸し、全国順位も大きく改善されております。

この結果については、平成２９年度に設立した医療団体、経済団体、市町村、企業などからなる「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」による県民一丸となった健康づくり運動の展開や、県内報道機関と連携した県民運動の集中的な広

報活動などにより、県民の健康づくりへの意識の改善が図られたものと考えられます。

次のページを御覧ください。「2-2 成果指標・業績指標の状況と分析」につきましては、5項目設定しておりますが、達成状況等については資料に記載のとおりです。また、8、9ページの「2-3 施策の取組状況とその成果」につきましても資料に記載のとおりです。

次に10ページの「3 総合評価結果と評価理由」ですが、代表指標については、いずれも未判明で「n」となっており、定量的評価は「N」の判定となります。しかし、代表指標である男女の健康寿命に関しては、最新値である令和3年に公表された元年の健康寿命において、前回の平成28年から大きく改善されております。また、公表された健康寿命と同じ元年度に立ち上げた制度におきましても、働き盛り世代における健康寿命延伸の取組として普及を進めている「秋田県版健康経営優良法人」では現時点で68法人を認定するとともに、地域で健康づくりの指導的役割を担う「健康づくり地域マスター」では203人を育成するなど、健康づくりの推進体制の整備や県民一体となった取組が着実に推進されております。

こうした状況を総合的に判断し、総合評価は「B」としております。

次に11ページを御覧ください。「4 県民意識調査の結果」についてですが、5段階評価の満足度の平均点は「3.03」で前年度と同様となっております。回答では「ふつう」が最も多く、50.0%となっております。「不十分」、「やや不十分」の理由としましては、記載のように、健康づくりに関する、より積極的な情報発信を求める意見などが寄せられております。

最後に、12ページを御覧ください。「5 課題と今後の対応方針」につきましては、先ほど御紹介申し上げた県民意識調査の意見に関する取組について御説明いたします。「(1)健康づくり県民運動の推進」につきましては、これまでも様々な手法による健康づくりに関する情報発信を行ってきましたが、今後は、デジタル技術の活用など、情報の受け手の年代などに応じた効果的な情報発信の手法を研究、実施していくとともに、減塩や野菜・果物摂取などを呼びかける「新・減塩音頭」につきましても、中・高齢者向けのDVDの作成及び若年層向けの動画作成、ウェブサイトへの掲載など、年代に応じた普及啓発により浸透を図って

まいりたいと考えております。

施策評価の説明は、以上となります。

次に、資料の 14 ページを御覧ください。

「「あきた健康宣言！」推進事業」について御説明いたします。

はじめに、「1－1 事業実施当初の背景」ですが、本県は「がん」や「脳血管疾患」といった日頃の生活習慣の影響が大きい疾病の死亡率が全国ワーストとなっております。また、県民がいつまでも元気で心豊かに生活できるよう、「健康寿命」の延伸を図る必要があることから、県民に健康的な生活習慣に取り組んでもらうことが重要となっております。

「1－2 外部環境の変化及び事業推進上の課題」ですが、施策評価の説明で申し上げましたとおり、健康づくりの推進体制の整備などにより、健康寿命の延伸は図られたものの、「がん」や「脳血管疾患」の死亡率は改善されていないことから、引き続き県民一人ひとりが生活習慣の見直しに取り組む必要があります。

「2 住民ニーズの状況」ですが、令和 3 年 9 月に実施しました「健康づくりに関する調査」において、体力の衰えや肥満などの生活習慣が影響する健康面の不安を抱える方の割合が増加しております。

「3 事業目的」ですが、県民一人ひとりの生活習慣の改善を図り、平成 29 年からの 10 年間で健康寿命日本一を目指すことを目的としております。

「4 目的達成のための方法」ですが、「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」を中心として、健康づくりに関する取組の重要性や効果などを発信し、県民が健康づくりに意欲的に取り組むことができる事業を展開してまいります。

事業内訳については、「6 事業の全体計画及び財源」に記載の 5 事業のほか、加齢により身体的な機能や認知機能が低下している状態と言われる「フレイル」を予防するための食生活や運動に関する研修の実施やアルコールによる健康被害を防止するための普及啓発などに取り組んでおります。

主な事業内容についてですが、「01『あきた健康宣言！』推進事業」では、健康づくりに関する取組を周知するとともに、県民それぞれに健康づくりを実践してもらうため、テレビやウェブサイト、SNS を活用した情報発信を行いました。

「04 食からの健康応援事業」では、減塩とプラス野菜・果物摂取を推進するため、「秋田スタイル健康な食事」認証制度に基づき、飲食店のメニューを認証する

ことにより、健康な食事の普及啓発に取り組んだほか、「新・減塩音頭」を作成し、テレビCMの放映やスーパーなどにおける放送により、食意識の向上に努めました。

次のページを御覧ください。「7 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み」ですが、事業内容が、健康づくりを県民運動として展開し、県民が健康づくりに取り組みやすい環境を整えるための事業であり、その状況を数値として表すことは困難と考えておりますが、3年毎に実施している「健康づくりに関する調査」の結果を取組の参考としてまいります。

「1次評価」につきましては、「必要性の観点」では、いずれも「a」と判断したことから「A」としております。「有効性の観点」では、先ほど申し上げたとおり、事業の効果を数値化することは困難ですが、健康づくりを県民運動として展開するための取組を実施する本事業は、県民の生活習慣の改善、また、健康寿命日本一の実現に向けた柱となるものであることから「B」としております。「効率性の観点」につきましては、各種事務経費の縮減など、コストの見直しを随時行っていることから「B」としております。

「総合評価」については、最新値の健康寿命において大きな改善が図られるなど、これまでの取組の成果が現れていることから、「A：継続」としております。

事業評価の説明は以上です。

● 池村委員長

一連の説明をしていただきました。最初に、事業評価についての御質問、御意見を伺いましょう。

私から質問です。指標が設定されていない理由において、「県民運動の状況を数値化することが困難である」旨が記載されていますが、県民運動の状況以外で事業と結び付いた数値を設定することは不可能なのでしょうか。例えば、秋田県健康づくり県民運動推進協議会の会員数やテレビによるがん検診受診に向けた働きかけの回数なども指標になると思いますが、いかがでしょうか。

□ 辻田健康づくり推進課長

調書に記載している「健康づくりに関する調査」は、3年毎に実施し、運動や

減塩、飲酒、たばこなどの健康づくりに関する様々な分野について調査しております。これまでは、この調査の中から何らかの分野を選び、指標とするのは困難であるとの考え方のもと設定しておりませんでした。委員長からの御指摘を受け、協議会の開催の状況やテレビCMの回数などを指標とすることはあり得ると思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

● 池村委員長

成果の把握は定量的に行うのが評価の基本ですので、可能な限り数値目標を設定されるということが必要だと思います。

◎ 福岡委員

池村委員長の発言と関連した内容となりますが、環境省では、気候変動対策や地球温暖化防止に向け、日常生活の中で省エネなどの行動目標である「COOL CHOICE」宣言を国民から集めています。事業名に「宣言」が入っている関係から、このような取組も参考にしながら、指標を設定することも一つではないでしょうか。

□ 辻田健康づくり推進課長

現在、240 近くある健康づくり県民運動推進協議会員には、それぞれの行動目標を「あきた健康宣言」として設定していただいていますので、それらを指標として設定することも一つの方法だと思いました。大変参考になりました。

● 池村委員長

事業を進めていく上で大きな役割を果たしているのが秋田県健康づくり県民運動推進協議会という組織ということですが、その点を踏まえると、「必要性の観点」については、程度は別として「県でなければ実施できないもの」ではなく、「民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの」を選択すること、大いに考えられると思います。その点については、少し不分明な点を残したかなという気がいたします。

□ 辻田健康づくり推進課長

平成 29 年度に向こう 10 年間で健康寿命日本一を実現するために開始した県民運動は折り返しに入っております。御指摘のように、県が必ず主体的になって実施するということから、徐々に民間主導に変わっていく時期にもあると思いますので、そこは検討していきたいと思います。

● 池村委員長

それでは、施策評価、政策評価についてはいかがでしょうか。

◎ 相原委員

資料 7 ページの成果・業績指標⑤「がん検診受診率」について、本県のがん検診受診率は伝統的に低い印象がありますが、その原因をどのように分析されてるのか教えてください。

□ 辻田健康づくり推進課長

おそらく未受診者が固定化されていることが要因の一つではないかと分析しています。検診は、乳がんが 40 歳から、子宮頸がんが 20 歳からというように、各部位で対象となる年齢の始まりが違います。統計的には 69 歳までデータを取ることになっており、それを過ぎるとデータから外れてしまいます。そのため、若い世代の受診率が低く、今まで受診していた比較的受診率の高い 69 歳前後の方がデータから抜けてしまうという現状を踏まえると、相対的に低くなってしまいます。

若い世代の方をはじめ、今まで検診を受けていない方の掘り起こしを図るために、いかに受診勧奨をしていくかということが重要と考えております。

● 池村委員長

そのほか、いかがでしょうか。

ないようですので、集約します。事業評価は、指標の設定等について更に考えていただく余地があるのではないかと趣旨の御意見がありましたが、評価結果は妥当であると認めて良いと思われます。それから、施策評価、政策評価につ

いても、評価結果は妥当であるということになろうかと思います。

それでは、資料 6 の調査審議は以上ということにさせていただきます。本日は、午後 9 件の御審議をいただきました。

次に、議事（3）その他ですが、事務局から何かございますか。

□ 事務局

第 2 回政策評価委員会について、御連絡させていただきます。第 2 回は 8 月 26 日金曜日の午前 10 時より行うことになっております。会場は、本日と同様に議会棟正庁となります。審議対象は、知事部局が実施機関である基本政策と教育委員会、公安委員会・警察本部長が実施機関である政策等について審議をいただくことになっております。

委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくお願いいたします。

● 池村委員長

それでは、委員から総括的なところで何かありましたらお願いいたします。

◎ 永井委員

今回は事務局側から提案されたテーマで審議しましたが、委員側からテーマを提案することができるのでしょうか。

□ 事務局

評価対象につきましては、年度初めにプランの政策体系に基づいた事務局案を作成し、委員長との協議の上、決定しております。

今後、審議対象の決定に当たり、御意見等がありましたら事務局にお話しいただければ、事務局において、政策評価の範囲の中で可能な限り御要望に沿う施策や事業を選定させていただくことになろうかと思いますので、御理解いただければと思います。

■ 池村委員長

御提案いただければ、基準に則った上で御意向を尊重しながら決定するという

ことになると思います。

そのほかございませんか。ないようでしたらマイクを事務局へお返しします。

6 閉会

□ 事務局

ありがとうございました。

本日の審議につきましては、議事録を取りまとめの上、後日、委員の皆様に御報告させていただきます。

それでは、以上をもちまして第1回秋田県政策評価委員会を終了いたします。
長時間にわたりまして御審議いただきまして、お礼申し上げます。

ありがとうございました。